

## 学習者用パソコン等使用条件

- 1 学習者用パソコン（パソコン）やモバイルルータ（ルータ）を貸与された生徒と保護者の皆さんは、以下の注意を守って正しく使用・管理してください。
- 2 パソコン及びルータの使用については、次の行為を遵守してください。
  - (1) 学校が認めた学習活動等以外の目的で使用しないこと
  - (2) 設定等を変更しないこと
  - (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
  - (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
  - (5) 学習目的以外でインターネットの使用を行わないこと
  - (6) セキュリティの維持に努めること
  - (7) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
  - (8) 他者に使用させ、又は転貸しないこと
  - (9) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと
  - (10) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと
  - (11) 学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと
- 3 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、パソコン及びルータを返却していただくことがあります。また、学校からパソコン及びルータの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 4 生徒への指導と安全管理のため、学習の様子やインターネットの閲覧履歴などを記録します。また、生徒が故意に学習活動等以外の目的でインターネットを使用するなど、定められた使用条件に違反し、各種トラブルが生じた場合は、長崎市及び学校はその責任を負わないものとします。
- 5 パソコン及びルータの借用料は無料です。ただし、学校以外での充電に係る経費及びインターネット通信に係る経費は負担いただきます。
- 6 貸与期間は、次のとおりです。
  - パソコン：市立学校にそれぞれ在学する期間
  - ルータ：市立学校にそれぞれ在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間
- 7 返却時は、破損や汚れ等を確認するとともに、正常な動作ができるか確認をお願いします。
  - (1) ルータを借り受けた後に、家庭等でインターネット環境を整備された場合は、速やかにルータを返却してください。
  - (2) 生徒が、在学する当該学校から転出又は卒業する場合は、速やかにパソコン及びルータを当該学校へ返却してください。
- 8 パソコン及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用パソコン等亡失・破損届を校長(学校)へ提出してください。修理等の費用負担行為は、基本的に長崎市教育研究所が行います。ただし、故意または重大な過失による破損等が認められる場合においては、パソコン及びルータに係る実費弁償を負担していただく場合があります。なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。
- 9 その他、パソコン及びルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。